

第2期夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略（素案）に係る市民意見提出実施要領

（目的）

第1条 第2期夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定に当たり、市民の意見を反映させた計画にするため、広く計画に対する市民等の意見を求めることを目的とする。

（対象者）

第2条 意見を提出することができる対象者は、市内に在住・在勤・在学又は事業を営む方、及び市内に事業所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。

（資料の閲覧等）

第3条 公表する資料の種別及びその閲覧等開始時期並びに閲覧場所及び方法等は、次のとおりとする。

- （1）公表する資料「第2期夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略」（素案）
- （2） 閲覧開始時期 令和2年3月12日
- （3） 閲覧等の場所及び方法
 - ① 市役所4階地域振興課地域振興係での閲覧（午前8時45分から午後5時30分まで）
 - ② 南支所での閲覧（午前8時45分から午後5時30分まで）
 - ③ 市ホームページを利用した閲覧

（意見の提出期間）

第4条 意見の提出期間は、令和2年3月19日までとし、郵送による場合についてもこの期間内に必着のこととする。

（記入事項等）

第5条 意見提出に当たっては別添の意見提出用紙を使用し、記入事項は、次のとおりとする。

- （1） 氏名（法人等の場合は法人等名及び代表者名）
 - （2） 住所（法人等の場合は所在地）
 - （3） 連絡先（意見についての確認先）
 - （4） 意見提出者の区分（対象者区分）
 - （5） 項目（総合戦略（素案）の掲載ページ数及び対象項目）
 - （6） 意見本文
- 2 提出された氏名等の個人情報は、「夕張市個人情報保護条例」に基づき適切に扱う。
- 3 第1項各号に掲げる記載事項が欠けている場合は、提出意見として取り扱つかわないことができる。

（提出方法等）

第6条 提出方法及び提出先等は、次のとおりとする。

- （1） 持参（代理人によるものを含む。）：市役所4階地域振興課地域振興係
- （2） 郵送：〒068-0492 夕張市本町4丁目2番地 夕張市地域振興課地域振興係
- （3） ファクシミリ：0123-52-1054
- （4） Eメール：ybrkai@city.yubari.lg.jp

(提出意見の取扱い等)

第7条 提出された意見の取扱い等は、次のとおりとする。

- (1) 提出された意見については個別対応はせず、意見提出期間終了後、すべての意見を整理したうえで、必要に応じて計画案を修正するための参考として活用する。
- (2) 提出された意見は、住所・氏名・連絡先を除きそのままの形で公表することがある。その際、個人が特定される内容は、意見本文に記入しないものとする。